北海道告示第 11528 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第５項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

令和４年 12 月 21 日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホーマックニコット羅臼店

目梨郡羅臼町知昭町 221－１

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ＤＣＭニコット株式会社　　代表取締役　上田　常世

札幌市厚別区厚別中央３条２丁目１番 40 号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,399 平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

令和５年１月１日

(6) 廃止する理由

店舗移設のため

２　届出年月日

令和４年 12 月 19 日